

第2次南箕輪村 地域福祉計画

（南箕輪村成年後見制度利用促進計画
南箕輪村再犯防止推進計画）

概要版

— ともにつくる、ともに暮らす地域 —

地



域



福



祉

地域福祉が求められる背景

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、核家族化や共働きなどライフスタイルの変化に伴い、日常生活に何らかのケアが必要な人が増えたことを受け、様々なケアのニーズに対応するため、高齢者・障がい者・子ども等、対象者ごとに支援制度を整備してきました。

しかし、近年、家庭や地域のつながりの希薄化等により課題が複雑化すると同時に多様化しており、制度・分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的なサービスだけでは対応が難しくなっています。

少子高齢化・人口減少社会の進行、
社会保障関係経費の増加

高齢者のみの世帯、
高齢者の独居世帯の増加

高齢者・障がい者・子ども等、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない、
制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化

(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、ひきこもり、8050問題、虐待、ヤングケアラー、ごみ屋敷問題など)



行政等の公的なサービスが連携して柔軟に対応することに加えて、地域で暮らす皆さんが、ともに地域で暮らす人たちを気かけ、様々な困りごとに対して「地域で協力して解決」しようとする取組みが「地域福祉」です。

誰もが安心して暮らしていける地域の実現に向けて、地域における支え合いによる福祉の向上（地域福祉）の取組みが重要になっています。



地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、村における「地域での支え合いによる福祉」を推進するための計画です。

根拠法である社会福祉法が改定され、平成30（2018）年から施行されています。第2次南箕輪村地域福祉計画（以降、「第2次計画」という。）では、以下の改定ポイントについて重点的に取り組むことが求められています。

社会福祉法の改定ポイント

ポイント①

村民同士の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備



ポイント②

村役場における、村民が抱える生活課題を総合的に受け止める相談体制の整備、専門的相談機関の連携の推進



計画の位置づけ・計画期間

「南箕輪村第5次総合計画」を上位計画とし、村の将来像の実現を目指します。

また第2次計画では、新たに「南箕輪村成年後見制度利用促進計画」及び「南箕輪村再犯防止推進計画」を策定し、地域福祉計画の一部として位置付けます。

計画期間は、令和4（2022）年度から、令和8（2026）年度となります。

南箕輪村第5次総合計画

第2次南箕輪村地域福祉計画

南箕輪村成年後見制度利用促進計画

南箕輪村再犯防止推進計画

南箕輪村の地域福祉を取り巻く状況

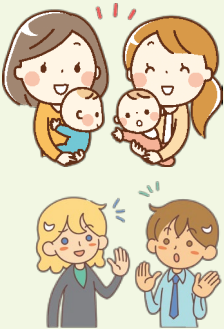
本村の、「村民による支え合い活動」と「行政・社協などの関係機関による福祉事業」の現状と課題は以下のとおりです。

○ 村民による支え合い活動の現状・課題

地域の福祉を高めるための村民による活動としては、大きく分けると「個々の住民による自然な支え合い」、「複数人の住民有志やボランティア制度による福祉活動」、「区などの地縁組織（役）による福祉活動」の3つがあり、それぞれの活動の現状・課題は以下のようになっています。

○ 個々の住民による自然な支え合い

ご近所、家族、友人など



【現状・課題】

- 村民アンケートの結果をみると、ご近所との関わりなどは新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、減っています。特に若い世代では少ない状況です。
- 村の福祉活動について取材をする中で、村には、以下の写真のような、様々な支え合いの事例があることがわかりました。何気なく行われるちょっとした支え合いや交流が、孤立を防ぎ、暮らしやすい地域づくりにつながっています。



▲ビニールハウスで気を使わないお茶会の様子



▲外出できない方の家に集まり麻雀をする様子

○ 複数人の住民有志やボランティア制度による福祉活動

地区社協、サロン、ボランティアなど



【現状・課題】

■ 地区社協

- 地区単位の実情に合わせた活動を目指し、平成 12 (2000) 年度から「地区社協」が立ち上がり、現在 12 地区中 11 地区で活動が行われています。
- 子どもとシニア層など多世代のつながりをつくるような交流が行われるなど活発な地区がある一方、担い手の固定化などの課題を抱えている地区もあります。

■ サロン・通いの場

- 支え合いの理念や介護予防活動、野菜づくり等を題材にした講座の開催や、サロン補助金の創設(令和元(2019)年度から開始)など、活動を支援する体制を整えたことで、有志によるサロンや通いの場の誕生につながりました。

○ 区などの地縁組織（役）による福祉活動

区、民生委員・児童委員など



【現状・課題】

- 村民アンケートの結果をみると、区・組への未加入者の増加、役員・活動への負担感が課題となっています。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により、区・組等の活動が停滞していることに課題を感じている人が多くなっています。

○ 行政・社協などの関係機関による福祉事業の現状・課題

【現状・課題】



- 福祉部門は、健康福祉課、子育て支援課の2つに分かれていますが、複合する課題等については連携し、対応してきました。
- 村民アンケートでは、誰かに相談したい悩みや不安がある際に「誰にも相談していない」と回答する割合は 8.9% でした。また、何らかの支援が必要な方を相談する先として「どこに相談していいか、わからない」は 23.1% と高い状況でした。
- 支援を要する方を早期に必要なサービスや相談窓口につなげるための周知等が必要です。

第2次南箕輪村地域福祉計画 基本目標

本村は、県内有数の人口増加地域であり、高齢化率は県内で最も低くなっています。総人口は令和12（2030）年まで増加し、その後、ゆるやかに人口が減少していく見込みです。

この間、高齢者人口は増加が続く見込みであり、単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加が考えられます。また、精神障がい者数及び知的障がい者数も増加傾向にあることに加え、家庭や地域のつながりの希薄化、経済的格差の広がりやライフスタイルの多様化、グローバル化などを背景に、地域には様々な困りごとを抱えた人たちが増えていくことが予想されます。

将来を見据えて、地域に住む人たちがそれぞれ役割を持ち、つながり、支え合いながら、暮らすことのできる“ともに暮らす地域（共生社会）の実現”を目指すため、第2次計画においては以下のとおり基本目標を設定しました。



基本目標 ともにつくる、ともに暮らす地域

ともにつくる とは

「ともに暮らす地域」は特定の誰かの努力では実現しません。制度や分野などの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という固定的な関係を超え、役割分担を行いながら、地域福祉を推進していくという意味です。

ともに暮らす地域 とは

性別、年代、文化、障がいの有無などの多様性を認め合い、互いを尊重し合う地域です。
また地域において住民同士のつながりがあり、支え合いが行われ、孤立することなく、困った時に必要な専門的支援が受けられる地域社会の実現を目指します。

「ともにつくる、ともに暮らす地域」の実現に向け、「村民による福祉活動」の支援方針及び「行政・社協などの関係機関による福祉事業」の実施方針は以下のとおりです。

村民による支え合い活動の支援方針

第2次計画では、これまで行われてきた活動を本村の強みとして維持・継承できるよう支援をしていきます。

また、高齢者単身世帯の増加に備え、村社協の協力のもと地区社協やその他有志のグループ等が集まり、地域課題の共有や課題解決に向けた検討を行う協議の場を設けます。区とも連携したうえで新たな地域資源の開発や既存の社会資源のネットワーク化などを進め、地域での暮らしを支える体制づくりを推進していきます。

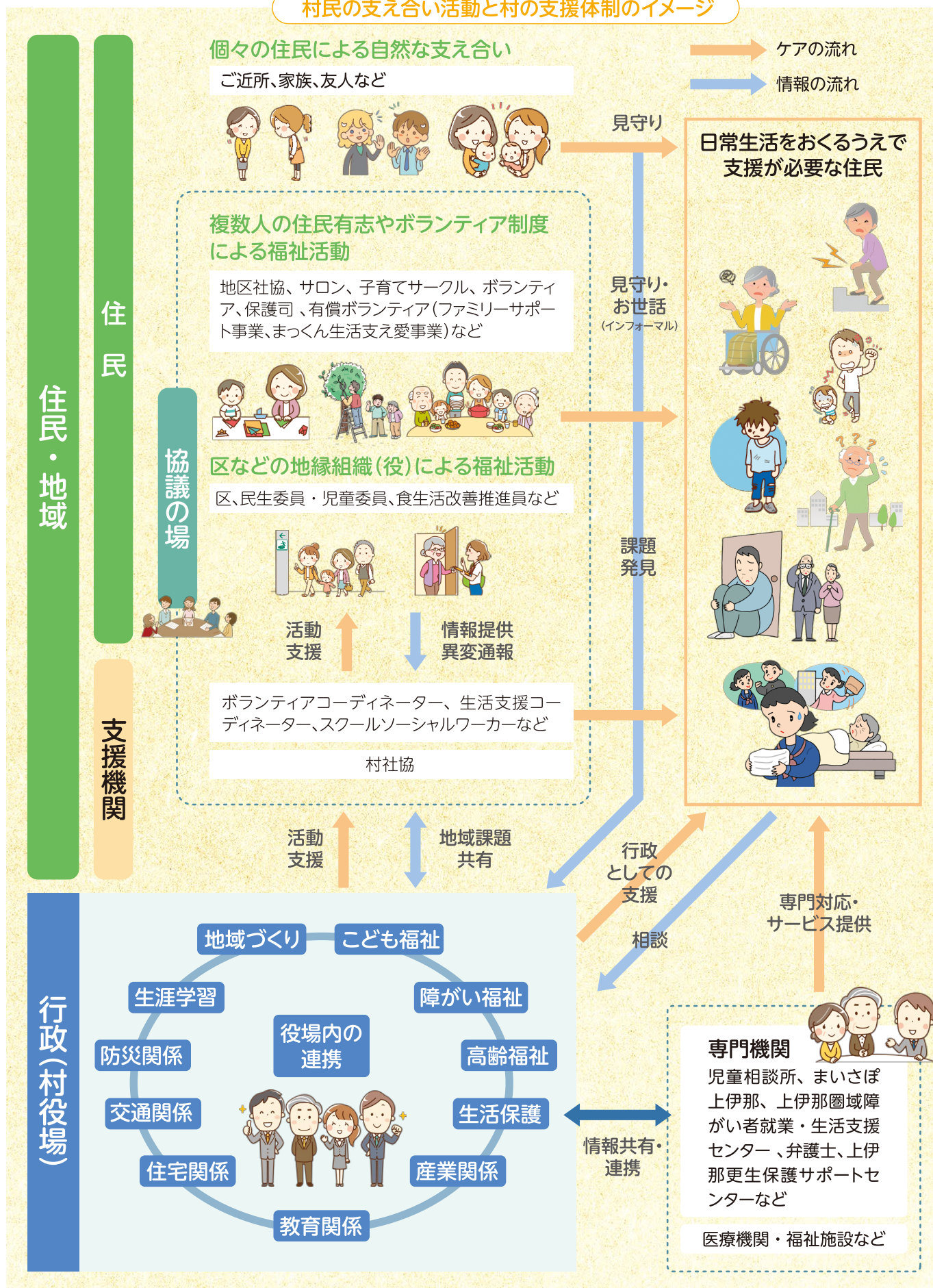
行政・社協などの関係機関による福祉事業の実施方針

第2次計画では、相談窓口やサービスの周知を図ります。また、的確な支援を行っていただけるよう行政及び専門機関、関係機関とのより一層の連携強化・ネットワーク構築を行うとともに、村の職員の資質・連携力を高めていきます。

そして、すぐ解決するものばかりではないため、“専門職による支援”と“地域での支え合いや福祉活動”とが連携しながら「つながり続ける支援（伴走型支援）」を行います。

ともしつくる、ともし暮らす地域の実現に向けて

村民の支え合い活動と村の支援体制のイメージ



第2次南箕輪村地域福祉計画の各政策の目指す姿と施策体系

「ともにつくる、ともに暮らす地域」の実現に向け、各政策の目指す姿とその実現に向けた施策を示します。

政策1

お互いを認め、つながり、支え合う地域をつくる



目指す姿

(未来の南箕輪村の姿)

- 地域で暮らす人々が多様性を大切にし、性別・国籍・LGBTQ・障がいの有無などに関わらずお互いに認め合う気持ちを持っています。
- 顔の見える関係が築かれ、「生活の中にある自然な支え合い」の大切さを実感するとともに、交流の場に参加し、誰も取り残されない地域となっています。また、福祉活動をさらに進めるため、村民が学びの場に参加し、知識やスキルを高め、福祉活動等に取り組む団体の活動も活発化しています。
- 地域で安心して暮らしていくために必要なサービスが創出され、住み慣れた場所で暮らし続けられる地域となっています。

【目指す姿】の実現に向けた施策

施策

主な取組み

1-1 支え合いの大切さの啓発と活動への関心喚起	● 認め合い、つながる心をはぐくむ ● サロン、地区社協など地域活動の発信と参加促進
1-2 地域での支え合い活動の活発化に向けた支援の充実	● さらなる交流の活発化に向けた支援の実施 ● 地区の実情に合わせた福祉活動への支援の実施
1-3 地域福祉活動の担い手の確保・育成	● 福祉活動の担い手の発掘・育成 ● 組織・団体等の育成
1-4 地域福祉を促進する仕組みづくり	● 地域に必要なサービスの検討の場づくりと創出 ● 地域福祉の推進体制の検討

地区カルテを作成しました

住んでいる地域のことを知り、チャレンジできることを考えるきっかけとして活用していただくため、12地区別に人口や村民アンケートをまとめた「地区カルテ」を作成しました。

計画書の資料編に掲載していますのでご活用ください。



政策2

なんでも相談できる体制・仕組みをつくる



目指す姿

(未来の南箕輪村の姿)

- いつでも誰でも気軽に相談できる窓口が設置され、周知されています。
- 複雑化・多様化した課題を抱え支援が届きにくい人を、関係機関とのネットワークや地域のつながりの中から把握する体制ができています。
- 庁内連携、福祉関係機関との連携ネットワークを構築し、必要な支援に早期につなげる体制が整っています。

【目指す姿】の実現に向けた施策

施策

主な取組み

2-1 相談支援体制の充実	● 相談支援体制の整備 ● 相談支援力の向上
2-2 早期発見に向けた関係機関との連携・情報発信の強化	● 相談窓口、福祉サービス等の情報発信の強化 ● 早期発見に向けた体制やネットワークの構築

政策3

誰もが自分らしく安心して暮らせる地域をつくる

目指す姿

(未来の南箕輪村の姿)

- 支援を要する人が必要な福祉サービスを利用でき、制度の狭間で困難を抱えることなく、個人が尊重され、自分らしく暮らせる地域となっています。
- 村民が互いの状況を把握しており、防災の取組みも行われているため、災害があっても被害を小さく抑えられる地域となっています。
- 行政及び、専門機関による専門性の高い支援を受けられる地域となっています。

【目指す姿】の実現に向けた施策

施策

主な取組み

3-1 権利擁護の推進 (南箕輪村成年後見制度利用促進計画) ※次頁に詳細を記載しています。	● 広報・啓発の推進 ● 地域連携ネットワークづくりと中核機関の機能強化 ● 権利擁護支援の推進 ● 成年後見制度の利用促進
3-2 暮らしを支える公的な福祉サービスと生活環境の確保	● 在宅生活を支えるサービスの充実 ● 就労に困難を抱える人への横断的な支援
3-3 いのちを守る支援の充実	● 地域防災の充実 ● 緊急時や複雑な課題を抱える人への支援
3-4 再犯防止の推進(南箕輪村再犯防止推進計画)	● 就労・住居の確保 ● 保健・医療・福祉等サービス提供による支援 ● 学校等と連携した支援の実施 ● 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施 ● 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 ● 国・県・民間団体等との連携強化

再犯防止の推進 ～南箕輪村再犯防止推進計画とは？

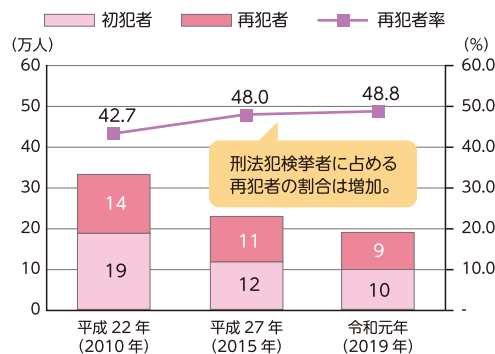
◆策定の背景・目的

近年、刑法犯の検挙者は全国的に減少している一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は増加しています。

このことから、再犯防止対策は治安を維持するために重要な取組みとして認識されるようになり、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。

本村においても「南箕輪村再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりを推進することで、誰一人取り残さない安全で安心なやさしいまちづくりを目指します。

全国の初犯者・再犯者別検挙人員の推移



出典：警視庁

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人をいう。「再犯者率」は、刑法犯検挙者に占める再犯者の比率をいう。

権利擁護の推進 ～南箕輪村成年後見制度利用促進計画 とは？

◆策定の背景・目的

認知症や知的障がい等により、財産の管理や日常生活に支障がある人を、社会全体で支え合うことが高齢社会において喫緊の課題となっています。

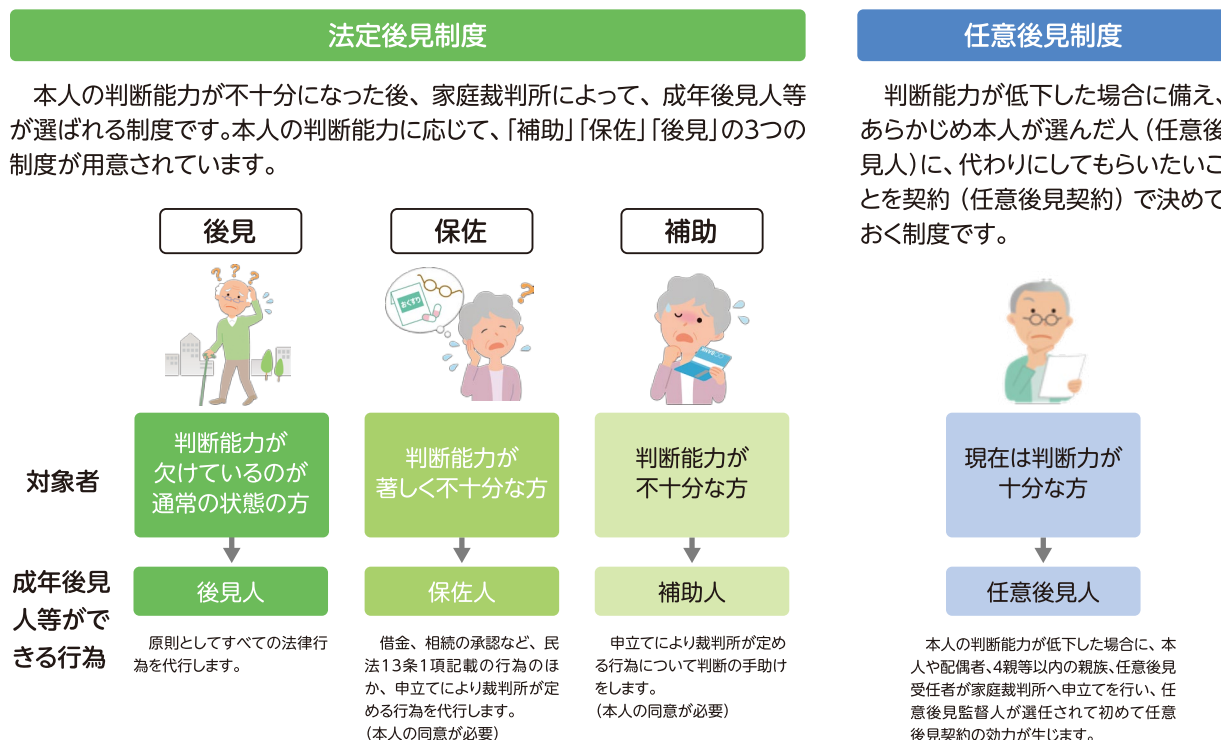
成年後見制度がこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、現在十分に利用されていないという課題があり、国は法整備や計画策定を進めています。

南箕輪村においても、制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を促進することが必要となることから、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「南箕輪村成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

誰もが尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加することができるよう、成年後見制度の利用促進の取組みを進めるとともに、権利擁護支援体制の充実を図ります。

◆成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方(本人)について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。



第2次南箕輪村

地域福祉計画

(南箕輪村成年後見制度利用促進計画
南箕輪村再犯防止推進計画)

発行：南箕輪村 編集：南箕輪村健康福祉課
TEL：0265-72-2105 FAX：0265-73-9799
〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村 4825-1

第2次南箕輪村地域福祉計画の
本編はこちら

